

施策目標	推進方策名	年度	実施状況	評価	今後の方向性	評価	審議会意見
③ 計画的な施設更新と適正な維持管理	6) アセットマネジメント(資産管理)の手法を取り入れた更新計画の策定と長寿命化対策	R1	今年度定期点検に関する仕様書を策定。 ・配水池等構造物点検標準仕様書 ・配水池等定期点検記録表、点検箇所予定表(案) 水道施設整備残事業を整理し再評価対象となる管路、施設等を選定し、更新基準の方向性を定め、事業計画を策定。管路更新計画策定のため関連資料の収集を行った。施設更新計画のとおり4施設の耐震診断を行った。	A	令和元年度に策定した定期点検に関する仕様書に基づき各施設3～5年を目安に点検を実施する。また点検結果を踏まえ修繕計画を策定し、計画的に修繕を行い施設の長寿命化を図ります。R2年度は引き続き資料整理を行い、水道施設整備事業再評価を実施します。管路更新計画の策定は配水池統合の検討結果次第で基幹管路等が現選定箇所から変更になる可能性があることから、まずは施設更新計画を策定し、それに基づき管路更新の計画を行う。水道施設の耐震診断を計画的に実施し、結果を基に更新・廃止・統合の方向性を検討します。	a	
		R2	石川第2配水池・平安座配水池・西原配水池の定期点検を委託し、点検の結果、石川第2配水池・平安座配水池の上床版は全面的にクラックが増幅との報告。水道施設整備事業再評価(案)を作成し厚労省へ提出、現在は質疑中である。中期更新計画については、再評価書を基に作成に取り組んでいます。管路更新計画(耐震化計画)は未実施、施設更新計画(耐震化計画)策定、全施設の耐震診断完了。	B	次年度は、昆布配水池・南風原第2配水池の定期点検を委託予定。また、今年度の施設点検結果により修繕工事予定。厚労省の承認が下り次第学識経験者等第3者から意見を徴し、水道施設整備事業再評価をまとめ厚労省へ報告する。基幹管路及び重要給水管路を拾い出し、整理とりまとめを行い配水池統廃合検討結果をもとにアセットマネジメントを取り入れた更新計画策定に取り組みます	b	
		R3	昆布配水池・南風原第2配水池の定期点検委託し、軽微なひび割れが確認されたが構造的問題なし。平安座配水池の内外面修繕工事を実施。水道施設整備事業再評価については、令和3年中に厚労省との質疑対応、修正を終え正式に提出した。これにより令和10年度までの整備計画(中期更新計画)を策定した。今年度に管路(管種・布設年度・用途別)の更新基準(案)を策定。水道施設の耐震化を踏まえた施設更新計画方針(案)を策定し、部の検討会議に諮り同意を得て、令和4年度に施設更新計画(耐震化計画)を策定する。	A	R4年度は上原配水池・浜比嘉配水池の定期点検を委託予定。また石川第2配水池の外表面修繕工事を予定。中期更新計画に基づき整備を行うとともに、適時更新計画の見直しを図る。水道施設更新計画(耐震化計画)策定に合わせ管路更新計画(耐震化計画)も策定予定。	b	

施策目標	推進方策名	年度	実施状況	評価	今後の方向性	評価	審議会意見
③ 計画的な施設更新と適正な維持管理	7) 配水池及びポンプ場の更新	R1	計画通り4施設の耐震診断を実施した。	A	桃原中継ポンプ場の更新をR3年度に予定(国庫補助事業)自家発電や追塩装置も検討その他は施設更新計画策定後実施する。	b	
		R2	桃原ポンプ場詳細設計委託業務完了と施設規模適正化のため土地を購入。また、災害時に備え自家発電設備も整備する計画。	A	R4年度に更新工事の着手予定。	b	
		R3	令和4年度工事発注に向け、建築確認申請に係る諸手続きや資材単価の特別調査を行った。 桃原ポンプ場更新事業を補助事業として行うため、令和4年度国庫補助事業要望として、県及び国へ提出した。	A	桃原ポンプ場更新を令和4年度国庫補助事業として交付申請を行い、年度内に工事完了、運用を開始する。他の施設の更新は、令和4年度策定予定の「うるま市水道施設更新計画」に基づき実施する。	b	
	8) 老朽管路の更新	R1	① 沖縄簡易水道等施設整備国庫補助事業の計画的な実施。R1年度は下記のとおり5.5kmの管路更新。 平成30年度配水管布設工事(第3工区) HPPEφ100 L=833.3m, HPPEφ150 L=356.7m 〃 (第4工区) HPPEφ100 L=272.8m, HPPEφ150 L=1040.0m 令和元年度配水管布設工事(第1工区) HPPEφ150 L=665.8m 〃 (第2工区) HPPEφ75 L=115.8m, HPPEφ100 L=1204.5m 〃 (第3工区) HPPEφ100 L=1018.9m	A	① 沖縄簡易水道等施設整備国庫補助事業の計画的な実施 R2年度は、国庫補助要望額286,000千円で6.2kmの管路更新を予定していましたが、要望額の削減により168,000千円で2.8kmの管路更新をおこなう。また、R3年度は要望額308,000千円で5.8kmの管路更新を計画しています。	b	
		R2	①更新布設延長 老朽管路の更新を約2.9km実施した。 HPPEφ150 507.7m HPPEφ100 1198.3m HPPEφ75 1119.9m HPPEφ50 121.3m 計 2947.2m	A	①更新布設延長 老朽管路の更新を図るため、水道施設整備国庫補助事業を中期更新計画に基づき実施(予定) 令和3年度の更新布設延長は、約3.7kmを予定している。 DIP. GXφ150 450m HPPEφ150 2350m HPPEφ100 530m HPPEφ75 435m 計 3765m	b	
		R3	① 更新布設延長 水道施設整備国庫補助事業により実施。 DCIPφ150 405.1m HPPEφ150 1197.0m HPPEφ100 1583.1m HPPEφ75 1178.9m	A	①更新布設延長 水道施設整備国庫補助事業を中期更新計画に基づき実施する。 また、令和4年度以降は国庫補助事業に限らず、単	a	

施策目標	推進方策名	年度	実施状況	評価	今後の方向性	評価	審議会意見
		R3	HPPEφ50 193.0m 計 4557.1m	A	独事業においても更新の増加が見込まれることから、①の更新布設延長の対象を国庫補助事業のみから単独事業を含めたものとする。	a	
③ 計画的な施設更新と適正な維持管理	9) 電気機械・計装設備等の計画的な更新	R1	<p>① 超音波流量計の更新（単独事業） 超音波流量計の更新が、入札不調により計画のとおり更新できませんでした。</p> <p>② 計装設備の更新（単独事業） 計装設備の更新は、計画のとおり更新しました。（業務名：第2配水池外5箇所水位計等取替工事） 【実施箇所】 ・流量計2箇所（警察学校前配水池・ポンプ場、南風原第2配水池・ポンプ場） ・水位計4箇所（第2配水池・南配水池、高原ポンプ場、高原配水池）</p> <p>③ 電気機械・計装設備などの計画的な更新 計画通り4施設の耐震診断を実施しました。</p>	B	<p>① 超音波流量計の更新（単独事業） 超音波流量計の更新については、R1年度に実施できなかった分も含め、R2年度は4箇所の更新を行います。</p> <p>② 計装設備の更新（単独事業） 計装設備の更新は、計画のとおり更新を行います。</p> <p>③ 電気機械・計装設備などの計画的な更新 施設更新計画策定後、計画的に実施する予定です。施設更新計画は、耐震診断結果（関連方策10）を基に策定します。 関連方策 10) 基幹施設の耐震化 ・耐震診断の計画的な実施、施設更新計画の策定</p>	a	
		R2	<p>①超音波流量計の更新（単独事業） 以下のとおり更新した。 （業務名：令和2年度配水ブロック流量計更新工事） 【実施箇所】超音波流量計更新・・・石川一丁目②白浜、曙1・2丁目 計3ヶ所</p> <p>②計装設備の更新（単独事業）以下のとおり更新した。 （業務名：令和2年度第1配水池外5箇所流量計等取替工事） 【実施箇所】電磁流量計更新・第1配水池、南配水池水位計更新・・・第1配水池、東恩納配水池、平安座配水池、桃原中間ポンプ場、第2浜比嘉配水池 テレメータ更新・・・桃原中継ポンプ場</p>	A	<p>①超音波流量計の更新（単独事業） R3年度計画の3箇所と併せて、不具合が発生している2箇所を追加し、5箇所更新予定。</p> <p>②計装設備の更新（単独事業） 計装設備の更新は計画のとおり更新する。</p>	a	
		R3	<p>①超音波流量計の更新に関して 当初、挿入型超音波流量計を設置する計画としていたが、これまでの実績等を勘案した結果、電磁式流量計を設置する方向で計画を見直した。 令和3年度にて、石川地区3箇所、与勝地区2箇所の超音波流量計を電磁流量計に変更する設計業務を</p>	A	<p>次年度以降に関して ①令和4年度以降、ブロック流量計更新工事を順次実施していく。 ②令和4年度に計画している、計装設備の更新（2箇所）を実施していく。 ③中央監視装置の更新については、クラウド化を含</p>	b	

施策目標	推進方策名	年度	実施状況	評価	今後の方向性	評価	審議会意見
		R3	委託発注した。 ②計装設備の更新に関して 令和3年度にて5箇所の配水池内の計装設備を更新した。(南風原第2配水池、石川第2配水池、高原ポンプ場、高原配水池、東恩納配水池) 中央監視のUPSや配水池のVPNルータやUPSの交換も実施した。	A	め検討し進めていく。	b	
④ 基幹施設の耐震化	10) 基幹施設の耐震化	R1	① 耐震診断の計画的な実施 (R1年度～R3年度) R1年度予定していた4施設の耐震診断を実施しました。 【契約内容】 1) 期間 R1.8.22～R2.3.24 2) 金額12,144千円 3) 診断場所 津堅配水池、平安名配水池、平敷屋配水池、平敷屋ポンプ室 また、今後の耐震診断実施箇所を整理した結果、耐震診断必要箇所は残り9施設となりました。 ② 耐震診断実施計画作成 (R1年度) 耐震診断予定の全施設について、早急に耐震診断実施を目指しているため、計画作成は不要となりました。(R2年度に残り9施設を行い、全ての耐震診断が完了となります)	A	① 耐震診断の計画的な実施 (R1年度～R3年度) 令和2年度は残り9施設の耐震診断を実施します。 ③ 配水池統合の検討 (R2年度～R3年度) 令和2年度で全施設の耐震診断が完了するためR3年度から配水池統合について検討及び管網解析業務を行います。 ④ 施設更新計画の策定 (R4年度) 耐震診断結果及び統合検討結果を基に、施設更新計画を策定します。 ⑤ 耐震工事の計画的な実施 施設更新計画策定後、計画的に実施します。	a	
		R2	①耐震診断の実施 9施設実施。(警察学校前配水池、南配水池、高原配水池、第1配水池、具志川配水池、志林川配水池、東恩納配水池、警察学校前ポンプ室、高原ポンプ室) ④施設更新計画(耐震化計画)策定 全施設の耐震診断完了。	A	基幹施設の耐震化 耐震診断結果及び施設の方向性(適正配置・統廃合)などを踏まえ、耐震工事实施計画を策定し、施設の耐震化を進めていく。	b	
		R3	①R2:耐震診断実施済み R3:耐震化計画の方針を決定した 令和3年度は水道施設(配水池、ポンプ場)の耐震化を踏まえた施設更新計画方針(案)を作成し、部の検討会議に諮り同意を得た。	A	① R4:更新計画(耐震化計画)策定予定 令和4年度において、うるま市水道施設の更新(耐震化)計画を策定し、より具体的な更新計画の基、施設の耐震化を進める。 ② R5以降:更新計画(耐震化計画)に基づき実施 施工予定	b	

施策目標	推進方策名	年度	実施状況	評価	今後の方向性	評価	審議会意見
④ 基幹施設の耐震化	11) 重要給水管路の耐震化	R1	<p>水道管理係より6施設の重要給水施設供給ルートが整理されました。</p> <p>(内容)</p> <p>平成30年度末時点の重要給水施設供給ルートのうち、耐震管でない管路総延長は17,676.2mであり、これらの更新事業費が約26億円と予想されます。</p>	A	<p>今後、基幹管路・重要給水施設供給管路の更新を優先的に補助事業として実施していく場合、事前評価の手続きが必要となる可能性があります。</p> <p>(補足) 現在取り組み中の創設認可事業計画(補助事業)の再評価は、創設時に計画された事業について再評価するものであり、新たに上記ルート(重要給水施設供給ルートの耐震管でない管路)を含める場合は、創設認可事業計画(補助事業)ではなく、別事業として事前評価を受ける必要があります。</p> <p>現認可の残事業を精査し、次回に行う事業評価の時期と内容の検討を行う。</p>	b	
		R2	<ul style="list-style-type: none"> ・重要給水管路の耐震化 管路の更新とあわせて計画しているため、未実施。 ・基幹管路の耐震化 管路の更新とあわせて計画しているため、未実施。 ・ R 3 年度、 R 4 年度工事の実施設計を行った。 	B	<ul style="list-style-type: none"> ・重要給水施設管路の耐震化 重要給水管路を拾い出し、整理、とりまとめを行う。 ・基幹管路の耐震化 R3年度 基幹管路 1.8km工事予定。 R4年度 基幹管路 1.8km工事予定。 ・ R 5 年度以降に施工の実施設計を予定。 	b	
		R3	<ul style="list-style-type: none"> ・重要給水管路の耐震化 未実施 ・基幹管路1,598mの耐震改良を実施した。 ・重要給水管路については、今回対象がなかった。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ・重要給水管路の耐震化 令和4年度以降：部内の重要施設設定見直しを踏まえて、耐震化の計画を図る。 ・基幹管路の耐震改良を484m実施予定。 ・重要給水管路については、今回対象予定に無い。 <p>※なお、重要給水拠点について、市長部局にて今後、地域防災計画を見直す予定となっているため、拠点の変更が予想される。</p>	b	

施策目標	推進方策名	年度	実施状況	評価	今後の方向性	評価	審議会意見
⑤ 危機管理及び応急対策の充実	12) 危機管理対策マニュアルの見直し	R1	<p>① 危機管理対策マニュアルの改定 危機管理対策マニュアルの改定を行い、印刷製本を行いました。</p> <p>② BCP（業務継続計画） 作業部会（部員：水道部の各課長）による検討を重ね、新型インフルエンザ対策マニュアルの素案を作成しました。</p> <p>③ その他（危機管理対策） 水道庁舎の危機管理対策について、コンピューター室の施錠を行い、情報セキュリティ対策の強化に努めました。</p>	A	<p>① 危機管理対策マニュアルの改定 水道部組織改編に伴い、下水道課を含んだ危機管理対策マニュアルの見直しに取り組みます。</p> <p>② BCP（業務継続計画） 新型インフルエンザ等対策マニュアルについて、新型コロナウイルスの対応を受けて、「交代勤務制」の記述追加等の見直しに取り組みます。（新型インフルエンザ→新型インフルエンザ等へ記述変更）。その後、BCP（事業継続計画）の作成も進めていきます。</p> <p>③ その他（危機管理対策） 引き続き、水道施設内の訪問者等管理の徹底および情報セキュリティ対策に努めていきます。</p>	b	
		R2	<p>① 危機管理マニュアルの改定（業務継続計画の要素追加または策定含む）について ・危機管理マニュアルは、令和2年度水道部組織改編（上下水道事業の総務、経理、企画経営部門の統合等）を踏まえ、組織体制変更部分の見直しを実施した。 ・業務継続計画の要素追加は、危機管理マニュアルに業務継続計画の要素を追加するのではなく、新たに、水道事業業務継続計画策定に向けて素案を作成し、部課長会議で素案内容の審議を行った。</p> <p>②新型インフルエンザ等対策マニュアル（業務継続計画）について ・令和2年度水道部組織改編を踏まえ、組織体制変更部分及び業務継続計画の内容を加味した見直しを行った。</p>	A	<p>①危機管理マニュアルの改定（業務継続計画の要素追加または策定含む）について ・危機管理マニュアルの方向性は、厚生労働省の危機管理対策マニュアル策定指針の改訂（R2年8月6日）及び上位計画である市地域防災計画（H27年度策定）の状況（改定への動向）を踏まえ、見直しを検討する。 ・業務継続計画の要素追加または策定への方向性は、危機管理マニュアルに業務継続計画の要素を追加するのではなく、新たに水道事業業務継続計画を策定する。（R2年度：素案作成） ・R3年度において、応急活動マニュアル（R3年度作成予定）の策定と連動しながら、業務継続計画の策定に取り組む。</p> <p>②新型インフルエンザ等対策マニュアル（業務継続計画）について ・見直しの必要が生じた時は、適宜対応する。</p>	b	

施策目標	推進方策名	年度	実施状況	評価	今後の方向性	評価	審議会意見
⑤ 危機管理及び応急対策の充実	12) 危機管理対策マニュアルの見直し	R3	<p>①危機管理対策マニュアルの見直し検討について 令和3年度見直し検討なし。</p> <p>②水道事業業務継続計画（水道事業BCP）の策定について 令和3年11月16日水道事業業務継続計画を新規策定し、部長及び各課へ配付を行った。</p> <p>③新型インフルエンザ等対策マニュアル（業務継続計画）について 令和3年度見直し検討なし。</p>	A	<p>①危機管理対策マニュアルの見直し検討について 上位計画である市地域防災計画（H27策定）の改定が令和4年度予定されているため、令和5年度において見直し検討を行う。見直しにおいては、下水道事業を含めた水道部危機管理マニュアルとして策定することを検討する。</p> <p>②水道事業業務継続計画（水道事業BCP）について 危機管理対策マニュアルの改定などにより見直しの必要が生じた場合は、適宜見直しを行う。</p> <p>③新型インフルエンザ等対策マニュアル（業務継続計画）について 現行の新型インフルエンザ等対策マニュアル（業務継続計画）は、令和2年8月25日上下水道事業の組織再編、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえて名称変更を含め改定を行っている。市長部局の危機管理課において、新型コロナウイルス感染症対応を勘案し、市新型インフルエンザ等対策のための業務継続計画の改定が検討されており、改定結果を踏まえ、水道部においても見直しを検討する。</p>	b	
		R1	<p>① 運用マニュアル等の作成 中部市町村水道事業事務研究会にて議題として提出し、他市町村の情報収集を行いました。</p>	B	<p>① 運用マニュアル等の作成 中部地区の市町村については、マニュアルを作成している事業者がなかったため、今後は県内、県外の事業者から情報収集を行い、計画立案を進めていきます。</p>	b	
	R2	<p>①運用マニュアル等の作成 ・応急給水（計画）マニュアル策定部会を立ち上げ全3回部会（うち1回は部会員で応急給水訓練の実施）を開催した。また、防災基地渉外課との意見交換も行った。</p>	A	<p>①運用マニュアル等の作成 ・災害時において、うるま市管工事協同事業組合との応援協定の運用基準となる応急活動マニュアル（応急給水・応急復旧・応援受入）作成に向けた策定作業部会を立ち上げて進めていく。</p>	a		

施策目標	推進方策名	年度	実施状況	評価	今後の方向性	評価	審議会意見
⑤ 危機管理及び応急対策の充実	13) 災害時応援協定の運用マニュアル等の作成	R2	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度は、運用マニュアル（素案）の策定には至らなかったものの、部会活動を通して見えてきた、市水道事業の現状や生じている課題について、部課長報告会を実施し、今後の方向性についても検討を行った。 （部会活動を通して見えてきた主な課題） ・災害拠点病院である中部病院への応急対応 ・その他医療施設等（避難所、防災拠点など）や島しょ地域への対応 ・資材管理方法や現在生じている課題解消（保管場所や資材のカビ発生等）への取り組み ・運用マニュアルである応急活動マニュアル（応急給水・応急復旧・応援受入）の推進体制の構築 ・重要給水施設箇所を見直し、選定することなど 	A	<ul style="list-style-type: none"> ・応急活動マニュアル策定作業部会では、各マニュアルを各係で作成することを基本としているため担当者意識を醸成し、P21に記載した課題に対応していく。具体的には、人事評価制度等を活用し、各係の取り組み事項として明確化することや作業部会には各課長も同席し、情報の共有に努め、意思決定の迅速化を図る。 	a	
		R3	<ul style="list-style-type: none"> ○市管工事事業協同組合との災害時応援協定の運用マニュアル等の作成 災害時の応急給水活動における市管工事事業協同組合との災害時応急活動協力協定に基づく支援の要請や支援の受入れ方法等、運用の基準を包含した応急給水マニュアル及び応援要請・受入マニュアルの策定検討に取り組んでいる。 なお、今年度は、コロナ禍で市管工事事業協同組合と応援資材の提供など協議や意見交換会を開催することが困難であった。 ・応急給水マニュアルの策定状況 素案作成、第1回策定検討会議開催 ・応援要請・受入マニュアルの策定状況 素案作成中 	B	<ul style="list-style-type: none"> ○市管工事事業協同組合との災害時応援協定の運用マニュアル等の作成 災害時においても、水道水の供給を継続しながら水道機能の維持及び早期回復を図るためには、市管工事事業協同組合との応急活動協力協定が不可欠である。市管工事事業協同組合との災害時応援協定の運用基準を包含した応急活動マニュアル（応急給水・応急復旧・応援受入）の策定に取り組む。 令和3年度においては、応急給水マニュアル及び応援要請・受入マニュアルの策定検討を進めており、今後、各担当課において、応急給水マニュアル（営業課）、応急復旧マニュアル（工務課）、応援受入れマニュアル策定に組んでいく。 	b	

施策目標	推進方策名	年度	実施状況	評価	今後の方向性	評価	審議会意見
⑤ 危機管理及び応急対策の充実	14) 災害時対応訓練の実施	R1	<p>① 危機管理対策マニュアルを踏まえた訓練計画の策定 危機管理対策マニュアルを踏まえた訓練について、中部市町村水道事業事務研究会にて議題として提案し、情報収集を行いました。</p> <p>② 非常時対応訓練等の実施 中部圏域の各水道事業体と合同訓練に参加しました。</p> <p>・応急給水訓練の実施 宮城島にて、応急給水訓練を実施し応急給水栓の使用方法及び給水袋の利用方法を習得して頂きました。 (参加者36名：宮城・池味・上原・桃原自治会14名、宮城・池味・上原自治会消防団員3名、管工事組合10名、市水道職員9名)</p>	A	<p>① 危機管理対策マニュアルを踏まえた訓練計画の策定 危機管理対策マニュアルを踏まえた訓練について、引き続き、県内、県外の事業体から情報収集を行いながら、上下水道統合後の新しい組織での訓練の計画立案を行います。</p> <p>② 非常時対応訓練等の実施 県内中部圏域の各水道事業体と合同訓練に参加し、災害時の対応に備えていきます。</p> <p>・応急給水訓練の実施 島しょ地域での応急給水訓練について、地域の皆様が主体となった応急給水が円滑に行えるように毎年継続していきます。</p>	b	
		R2	<p>①危機管理マニュアルを踏まえた訓練計画の策定について ・訓練計画案を策定するため、訓練マニュアル(案)の作成に向けて取り組んだ。</p> <p>②非常時対応訓練等の実施について ・中部圏域の水道事業体との合同訓練について、新型コロナウイルス感染拡大予防対策により、中止となった。</p> <p>・応急給水訓練の実施について、新型コロナウイルス感染拡大予防対策を踏まえ、8月20日に本市水道事業担当課職員等で単独訓練を実施した。自治会及び市管工事業協同組合との合同訓練は、新型コロナウイルス感染拡大予防対策により中止した。</p> <p>・災害を想定した訓練については、11月5日に防災基地渉外課主催のシェイクアウト訓練に水道事業独自で、避難訓練を追加して実施。2月8日には、安否確認訓練を実施。</p>	B	<p>①危機管理マニュアルを踏まえた訓練計画の策定について ・訓練マニュアル策定に向けて取り組み、令和2年度実施した訓練内容を検証することにより、訓練計画策定に生かし、完成を目指す。</p> <p>②非常時対応訓練等の実施について ・中部圏域の各水道事業体との合同訓練について、参加し災害時対応に備えます。</p> <p>・島しょ地域及び市管工事業協同組合との応急給水訓練について、地域住民が主体とした応急給水が円滑に行えるよう取り組む。</p> <p>・職員を対象とした訓練について、被災時に備えた訓練実施に取り組む。</p>	b	

施策目標	推進方策名	年度	実施状況	評価	今後の方向性	評価	審議会意見
⑤ 危機管理及び応急対策の充実	14) 災害時対応訓練の実施	R3	<p>①災害時対応訓練マニュアル及び訓練計画の策定 水道事業災害訓練マニュアルを策定（令和3年8月16日） 令和3年度水道事業訓練計画の策定（令和3年8月16日）</p> <p>②令和3年度災害時対応訓練の実施状況 各種災害時対応訓練等を実施。（6回） ・緊急地震速報対応訓練、避難訓練、災害時対応職員安否確認訓練（令和3年11月5日） ・応急給水訓練（職員）（令和3年11月19日） ・災害時対応基本事項説明会（上下水道事業職員）（令和3年11月22日～24日） ・上下水道事業災害時初動体制訓練（令和4年2月8日） ※市管工事業協同組合との合同、島しょ地域などの応急給水訓練、中部圏域の水道事業体（県企業局含む）との合同訓練は、新型コロナウイルス感染拡大により中止。</p>	B	<p>災害時対応訓練の実施について 職員の防災意識の向上と災害時の応急対策の実効性を確保するため、災害訓練マニュアルに基づき、計画的に災害時対応訓練を実施する。 災害時の応急給水活動は、市管工事業協同組合や自治会（自主防災組織）との応援協力が不可欠であり、平時から訓練を積み重ねておくことが重要となる。令和2年及び3年度は、新型コロナウイルスの影響により、中部圏域の水道事業合同訓練や島しょ地域での応急給水訓練が中止となった。新型コロナウイルスの影響に左右されることになるが、地域住民、市管工事業協同組合と合同で訓練を実施して市民の防災意識の向上と応急給水の実効性を高めるとともに、日本水道協会九州支部合同防災訓練や県企業局・中部圏域合同訓練などに積極的に参加し、本市水道事業及び職員一人ひとりの防災対応能力の向上に努めていく。 令和4年度の応急給水訓練は、自主防災組織の活動（危機管理課）と連携した応急給水訓練（浜比嘉自治会）及び県企業局（調整池）との合同訓練を計画したい。</p>	b	
	15) 応急給水設備の充実 推進方策内容 (ア)	R1	<p>① 応急給水栓の設置場所調査 調査・資料収集未着手</p> <p>② 緊急遮断弁の設置場所調査 調査・資料収集未着手</p>	C	<p>① 応急給水栓の設置場所調査 令和2年度に応急給水栓未整備場所の調査を行い、令和3年度以降に設置可能な場所から順次設計施工を行います。</p> <p>② 緊急遮断弁の設置場所調査 令和2年度に緊急遮断弁未整備場所の調査及び補助事業等での実施可能性の検討を行い、令和3年度以降に設置可能な場所から順次設計施工を行います。</p>	b	

施策目標	推進方策名	年度	実施状況	評価	今後の方向性	評価	審議会意見
⑤ 危機管理及び応急対策の充実	15) 応急給水設備の充実推進方策内容 (ア)	R2	<p>応急給水栓及び緊急遮断弁の整備は、配水池敷地内設置として検討した。</p> <p>① 応急給水栓設置可能箇所 (図面による机上確認)</p> <p>1. 石川第2配水池 2. 西原配水池 3. 上原配水池 4. 高原ポンプ場</p> <p>② 緊急遮断弁整備可能箇所 (図面による机上確認)</p> <p>1. 上原配水池</p> <p>緊急遮断弁の整備について、補助事業での実施が可能なか沖縄県へ問合せたところ、県内において事例がなく、厚労省の判断によるとの説明であった。</p>	B	<p>① 応急給水栓の設置場所 設置について関係部署と調整し、技術的に設置が可能な場所から順次設計施工を行う。</p> <p>② 緊急遮断弁の設置 上原配水池への緊急遮断弁整備は、R3以降に計画されている配水池周りの配水管布設替え設計と並行して検討する。また、補助事業にて整備可能なものか、引き続き県へ確認していく。 応急給水栓及び緊急遮断弁の設置については、うるま市地域防災計画 (給水拠点) 等との整合性を図る必要がある。</p>	b	
		R3	<p>応急給水栓及び緊急遮断弁の整備は、配水池敷地内設置として検討した。</p> <p>① 応急給水栓設置可能箇所 (現地調査)</p> <p>1. 石川第2配水池 2. 西原配水池 3. 上原配水池 4. 高原ポンプ場</p> <p>(結果) 石川第2配水池、上原配水池は付近にある消火栓を代用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 西原配水池は、敷地内設置不可。南風原第2配水池の応急給水栓を利用。 ・ 高原ポンプ場は設置可能。 <p>② 緊急遮断弁整備可能箇所 (現地調査)</p> <p>1. 上原配水池</p> <p>(結果) ・ 敷地内に設置可能 (再検討要する)</p>	A	<p>① 応急給水栓の設置場所 高原ポンプ場への検討をおこない、R4年度以降に設計施工を行う。</p> <p>② 緊急遮断弁の設置 上原配水池前面道路に県の道路改良工事が計画されている。上原配水池の一部敷地が道路改良工事に影響するため、緊急遮断弁の設置については、県との協議後に再検討する。</p>	b	
	15) 応急給水設備の充実推進方策内容 (イウ)	R1	<p>① 搬送容器の確保 大規模地震等の災害発生時に応急給水活動が円滑に実施できるように、折り畳み式の給水コンテナを1台購入しました。また、応急給水栓増圧装置 (ポンプ) も1台購入しました。</p> <p>② 非常用給水袋の更新 非常時に備えることを目的に非常用給水袋を1,000枚購入しました。</p>	A	<p>① 搬送容器の確保 搬送容器 (給水コンテナ) について、令和2年度も購入する計画でしたが、使用頻度、保管場所等を考慮し次年度は購入を見送ることとしました。今後は、管工事組合の保有状況等を調査しながら検討していきます。</p> <p>② 非常用給水袋の更新等 購入した非常用給水袋については、関連部署であ</p>	a	

施策目標	推進方策名	年度	実施状況	評価	今後の方向性	評価	審議会意見
⑤ 危機管理及び応急対策の充実	15) 応急給水設備の充実推進方策内容 (イウ)				る基地防災課と対応を協議し、現在配置されている応急給水に必要な非常用給水袋等の状況も踏まえて、新たに設置された市の防災倉庫へ配置していきます。		
		R2	①搬送容器確保及び②非常用給水袋更新について 応急給水（計画）マニュアル策定部会活動を通して資機材の管理状況を確認し「令和2年度応急給水資機材一覧」を作成した。非常用給水袋は確保すべき数量を把握。搬送容器（給水タンク）の数量は、現在の1基だけでは絶対数が足りないため、令和3年度の応急活動マニュアル策定作業部会の取り組みにより確保数量を確定する予定である。	A	①搬送容器確保及び②非常用給水袋更新について ・ 応急給水資機材の管理体制（保管場所や保管方法、資機材の種類、更新時期等）及び整備方針について、令和3年度の応急給水（計画）マニュアル策定部会活動を通して検討を行う必要がある。 ・ 非常用給水袋は、現在の備蓄状況を踏まえ、1,880枚が10年以上経過し、使用期限切れとなるため令和3年度は、1,600枚の買い替えを行う。 ・ 搬送容器（給水タンク）は、絶対数が足りないことを踏まえ、令和3年度は1基購入を予定しており、基地防災課との協議による資機材の負担方法についても協議していく。 ・ 搬送容器の購入及び非常用給水袋の更新は、市長部局の防災予算を活用し、充実を図れるよう調整していく。	b	
		R3	①給水タンクの購入：令和3年度の購入は見送る。 令和3年度は1基購入する計画であったが、一般会計との調整において、災害時の避難所における無償給水を踏まえ一般会計負担金を活用した応急給水用資機材購入計画（令和4年度から令和5年度）が事業採択されたことから、令和3年度の購入は見送る。 ②非常用給水袋：令和3年度は500個更新。 令和3年度は1600個更新する計画であったが、一般会計との調整において、災害時の避難所における無償給水を踏まえ一般会計負担金を活用した応急給水用資機材購入計画（令和4年度から令和8年度）が事業採択されたことから、令和3年度は平成19年度に購入した東恩納配水池の保管分500個を更新する。（浸水による保管状況も考慮）	B	給水タンクの整備及び非常用給水袋の更新を図るため、市の実施計画において、災害時応急給水用資機材整備事業（一般会計負担金）（令和4年度～令和6年度）の事業が採択された。災害時における応急給水活動に備えるため、令和3年度に策定に取り組んでいる応急給水マニュアル及び災害時応急給水用資機材整備の計画を踏まえ、給水タンクの整備及び非常用給水袋の更新を推進する。 今後の課題として調達する応急給水用資機材の保管場所の確保や管理方法について、検討する必要がある。（危機管理課や自主防災組織との保管・運用など）	a	